【参考資料1】

三重県循環器病対策推進協議会設置要綱

（設　置）

第１条　「健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」（平成３０年１２月１４日法律第１０５号）に規定する三重県の循環器病対策の推進に関する計画の策定や推進等に当たり、必要な事項を検討するため「三重県循環器病対策推進協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

（１）計画に関する事項

（２）総合的な循環器病対策を推進するための調整に関する事項

（３）前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

（組織等）

第３条　協議会は、知事が委嘱する委員をもって構成する。

２　協議会には会長及び副会長各一人を置く。

３　会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

４　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

（委　員）

第４条　協議会の委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療、又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他必要と認める者のうちから、知事が委嘱する。

２　委員の任期は、２年間とし、再任を妨げない。

３　委員に欠員を生じた場合、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

４　委員が欠席の時は、代理人の出席を認める。代理人が協議会に出席する場合はあらかじめ委任状を会長に提出しなければならない。

（会　議）

第５条　協議会は、必要に応じて会長が招集し、会長は、協議会の議長となる。

２　会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

３　協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

４　協議会の議事は、出席した委員（代理人を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

（ＷＥＢ会議システムを利用した会議への出席）

第６条　協議会において、会長が必要と認めるときは、委員は、ＷＥＢ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

２　ＷＥＢ会議システムによる出席は前条第３項に規定する出席に含めるものとする。ＷＥＢ会議システムの利用において、映像を送受信できなくなった場合であっても、音声が即時に他の委員に伝わり、適時適格な意見表明を委員相互で行うことができるときも同様とする。

３　ＷＥＢ会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合には、当該ＷＥＢ会議システムを利用する委員は、その時点から退席したものとみなす。

４　ＷＥＢ会議システムによる出席は、可能な限り静粛な個室その他これに類する施設で行うこととし、前項に規定することが生じないよう、事前に接続環境を十分に確認して協議会に臨むよう努めなければならない。

（専門委員）

第７条　専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、協議会に専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

（部　会）

第８条　協議会に必要な部会を置くことができる。

２　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

３　部会には部会長を置くものとし、委員の中から会長が指名する。

４　前２項に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、各要領で

定める。

（庶　務）

第９条　協議会の庶務は、医療保健部医療政策課において処理する。

（委　任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

（附　則）

この要綱は、令和３年３月１９日から施行する。